

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

一般質問を続けます。

次に、小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

それでは、一般質問を行いたいと思います。私、今回、大きく2つ、高齢者施策についてとヒグマ対策についてお尋ねしたいと思います。

最初に、高齢者施策についてありますが、3点あります。

1つ目は、次期の第10期介護保険事業計画策定についてであります。えーご案内の通り、介護保険事業計画、これは国の制度で3年に一度作られております。えーちょうど3年に一度、今年、来年にかけて計画を作つて再来年実施される。えー今年これから、そして国の方で言いますと、その介護保険事業計画、えー法律でも一定程度改正するという部分が毎回あるんですが、今回はかなり大きい制度改正、それが今年、暮れから、えー出て、そして、来年の多分、通常国会に出て決まると、まあそういう流れで出ている本当に大事な状況になっております。その上で、えー江差町として、まずはこの介護保険事業計画の策定について問うものでございます。

現在、えー次期の計画策定委員会の、えー委員に、私は、今、各界、各層のメンバーも入っております。えーその中にやはり、現場の声、介護職場の関係者、介護、家族介護の経験者、ま、そういう方々、その地域の方々なども増やして、介護保険事業計画の中に多面的な意見が出る、そういう委員会にすることを私は必要と思います。

そして2つ目に、この策定委員会、えー先ほど言いました、もう国も一定程度の動き、次期の事業計画に向けての考え方も出されております。ま、そう言う事も踏まえて早期に開催して、えーまた改めて現在、進んでおるのが第9期でございますが、この9期の計画の進捗状況、えーその点検とか評価、そして、次期の10期計画策定のためのアンケート、これももう既に進められておりますが、その項目について、えーこの策定委員会の中で協議すること、私はそれが必要と考えますが如何でしょうか。

えー次に、この介護保険事業、まあ多岐に渡りますが、私は2点について、少し具体的について、今の取り組み、当然その上で、ま、これからということにも繋がりますが、認知症と難聴対策について問うものであります。

まず、最初に認知症のことなんですが、えーこれは何回か私、一般質問や決算等でも取り上げております。で、改めて、えーお聞きしますけれども、この認知症、本当に早期に気づくことがもう大事と、もうずっと言われておりますが、なかなか病院には行くということには、もうならないかもしれません。それを、町の、ま、高齢者の部分で担うのが、包括支援センター、高齢あんしん課、ま、ここの事業になる訳ですが、えー毎年、事業計画書というものを作っております。その事業計画書の中に、この認知症に関して、認知症機能チェックの実施というのがありました。えーまあどういう方法でやるのか基本的には介護保険のそういう事業を国の方で地域支援事業と言う事で、お金の組み方も含めて行われておりますが、そういう方法。

また、ま、高齢者の65歳以上の特定健診というのも、ま、方法論としてはあります。その特定健診の中に入れ込むと、セットで行うと、ま、そういうやり方もあるのかなと思いますが、いずれにしても、私は具体的な認知症の機能チェック早期に実施しようというふうに考えております。この点についてもお聞きしたいと思います。

3つ目で、実はこの難聴対策も何回か取り上げております。えー難聴対策、これは認知症対策に繋がる問題でもあります、これも先ほど言いましたが、町の包括支援センターの事業計画の中に、耳の聞こえ相談会というものがありました。私の周りにも本当に難聴の方、地域でも、また私に関わるNPOやっているんですけども、本当にいらっしゃいますが、かなり難聴が進んでから対処する。そういう方がもう大半ではないでしょうか。これも早期に発見することが、もう大事であります。私は、先ほどの町の事業計画にあります、こういう取り組み、今どのような取り組みで進められているのかも含めて、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の1問目、高齢者施策についてのご質問にお答え致します。

初めに1点目の次期の第10期介護保険事業計画の策定についてでございますが、時系列上、①②を入れ替えて答弁させて頂きますことをご理解願います。

策定委員会の早期の開催と、アンケート内容についてのご質問でございますが、現在、進めております第9期介護保険事業計画に対する評価は、地域支援事業の実績をもとに、地域包括支援センター運営協議会の委員が定期的に行っており、議員ご指摘の町独自設問について既に議論をし、今年度10月から始まるアンケート調査に盛り込んでおります。

また、策定委員会は、令和8年度の早い時期に開催したいと考えております。

次に、策定委員会委員の人選に関するご質問でございます。PDCAサイクルを果たす

役割として、介護職場の関係者も含む地域包括支援センター運営協議会の委員が評価を行っておりますが、議員ご指摘の通り、在宅介護経験者の方にも入って頂きたいと考えております。

2問目の認知症対策についてでございます。介護保険任意事業施策として、本年6月5日にエーザイ株式会社と認知症機能チェックツールの契約締結をし、8月から認知症カフェの参加者に対して、アプリを活用したチェックツールの運用を始めております。

3問目の難聴対策についてでございます。取り組みにつきましては、6月にコミュニティプラザ江差内の江差ベースプラスワンを会場に、個別相談を2回実施しており、5名の方が相談に来所されております。

今後も、補聴器専門店や庁内医療機関の言語聴覚士の方にもご協力を頂き、10月と来年2月に開催する予定としておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ致します。

### 「小野寺議員」

はい、議長。

### (議長)

小野寺議員。

### 「小野寺議員」

えー再質問させて頂きたいと思います。

えーと最初に事業計画の関係になりますが、えーと、只今の町長の答弁を聞かして頂きました。えーと最初に地域包括支援センターの運営協議会、それと事業計画の策定委員会という話が出ておりました。今の町長の答弁は、えー、ま、私の解釈で、地域包括支援センターの運営協議会これは高齢あんしん課の中で、ま、こう、やってることになりますが、その委員も、それから事業計画の策定委員会の委員も同じようなメンバーだから、ま、計画策定委員会でやってるのではなくて、地域包括支援センターの運営協議会でやっているんだという答弁というふうに私としては聞きました。ま、そういうことでいいのかちょっと確認させて下さい。

それで、その前提なんですけれども、もしそうだとして、町長の答弁のおっしゃった通り、地域包括支援センターの運営協議会と計画策定委員会でもこれは実はね、別立てなんですよね。包括支援センターの運営しますよと言う事と、介護保険事業計画を作りますよということは、制度の組み立てとすれば、もう別立てで動いてるものなんです。ですから、私そこは整理する必要があると私は思うんですよ。

えーただですね、私もちよっと事前に少し調べてきましたが、先ほど町長から答弁あった江差町地域包括支援センター運営協議会の設置規則というのがあるんですけども、それは、実質的には介護保険の事業計画の内容を論議するものにはなっているんです。

えーそして、えー私、それを見てですね。あのー、ちょっと面倒くさいことをやるよりは、厚生労働省でも実はですね、あのー計画策定委員会するのであれば、作る場合は事務

を効率的に処理するために、既存の審議会等を活用しても差し支えないとそういうふうになつております。なので、私はさつき整理って言いました。あの一別立てでなつてゐる以上はきつと整理して、地域包括支援センター運営協議会規則、設置規則をね、改正して、介護保険の事業計画策定もこの包括支援センター運営協議会で担うんだと、明確にするんだと、そういうふうにしなければ私ちょっとね、制度的につじつまが合わなくなるので、私も是非すべきだと思うのと、併せて先ほど言った委員を補充していくこういうふうに整理する必要があると思いますが、この点についてお聞きしたいと思います。

それで、ちょっと個別の問題なんですが、先ほどちょっと聞いて、なるほどなと思いました。ちょっと私きつとおさえておりませんでした。

まず、認知症のことなんですけれども、認知症機能チェック、8月から始めているということでした。それで改めて再質問でお聞きしますが、今後どのように広めて行こうとしているんでしょうか。

私、色々気になることがあるんですが、ま、気になることの一番最初で言うと、認知症カフェ、今は確かオレンジカフェと認知症っていう名前使わない。オレンジカフェで、確か江差の事業計画書にもなつてたんでそういうことになると思うんですけども、そのオレンジカフェのことも先ほどちょっと出ておりましたけれども、えーこの認知症機能チェック8月からやっているという点で、本当にいろんな機会を見つけてこれをやって欲しいと思うんですが、ちょっとその点をお聞きしたいなと思います。

それで、今、オレンジカフェの事が出来ましたので、ちょっと改めて私このことについてお聞きしたいと思うんですが、現在、ま、認知症のチェックの事業はともかく、これまでも、オレンジカフェ、えー今までの認知症カフェということをやっておりました。毎月水堀コミュニティセンターと新しく出来た新地のエコー、月に1回、ですから月2回、このオレンジカフェということをやって、私も、あの一実績報告とか見させて頂きましたが、本当に様々な職種、それから色んな団体の協力を得て取り組まれております。で、私、その参加者の人数とか見てですね、それから実際の地域の実態から見て、もっともっと潜在的に参加者、希望者がいるんじゃないのかなと。若しくは現場の長としても、高齢あんしん課としても、もっと来て貰いたい人、その家族にも来て貰いたいとか、そういう方がいらっしゃると思うんです。

私この事業見ましたらね、もうちょっとと言葉悪いんですが、やります。だから会場に来るのを待つてます。そんな感じなんでしょうかね。私やはり、例えば町の方でそういう方々、認知症カフェ、オレンジカフェに来て貰いたい人も、役場で送迎するとそういう取り組みが、私、必要だと思うんですよ。今、町の事業を見ましたら、あの介護予防で取り組まれております、生き生き健康教室というのがあるんですが、これは確か、行きも帰りも送迎、ま、近くの人は歩いて行くという部分がありますが、遠い人は町で、ま、委託でしようけれども、送迎しています。

えー私は先ほど言いました、認知症、オレンジカフェ、えー機能チェックもしするとしても、本当に多くの人に来て貰うためには、来て貰う段取りも含めて、やっていく、ま、そういうことが必要ではないのかなと思います。この点についてお聞きしたいと思います。

す。

最後になりますが、ちょっと難聴問題、私、これ、先ほども言いましたけれども、え一もうこれはもう5年も10年も、もっと前からこの問題を取り上げて、なかなか町の取り組みが進まない。それ今日改めて一般質問で取り上げたんですけれども、ちょっと恐縮ですけれど、今、全国的なレベルでどうなっているのか、この難聴ということを、その国立長寿医療研究センターというところが最新の調査でちょっと改めて、あの若干紹介させてもらいますが、難聴の有病率、75歳から79歳の男性で71%、女性で67%いるって言うんですよ。それから80歳以上の男性では84%、女性で73%と言われていますが、しかし一方で、えー日本補聴器工業会というところの調査で、その難聴だと自覚している人が実は少なくて、75歳以上で34%、3分の1しか自分では自覚していない。有病率が7割に対して自覚ある人が3割、これだけの乖離があるんですよ。なので、結局、難聴が進んで行く悪化する。他の病気も認知症も含めてケアする。そういうことが今本当に重要視されております。私、是非、江差町でも、この難聴対策、早期に発見し、その治療に続けて行くと、そういう取り組みを抜本的に強める必要があると思うんです。

そこで質問です。えー先ほど、これも6月に実施してという答弁がありました。私も大変申し訳ありません、知りませんでした。そして、10月と2月にも予定ということあります。私、是非これをきめ細かく周知する、知らせる。案内が私は必要ではないかと思います。

改めてこの点をちょっとお聞きしたいことと、で、再質問の2つ目に、実は認知症の問題と同じような形で、実はこの難聴の問題についても、早期に発見するような手助けとなる簡単なツールといいますか、機械とかアプリ、そういうのも今開発されて、色んな全国で取り組みが進められております。

私、是非、地域のいろんな集まりの中で、それを作つ使って、その聞こえのチェック、あれ、ちょっと調子悪いのかな、本当に簡易的な検査でこれをちょっと心配だなっていう人は専門医の方に繋げていく、そういう取り組みを是非、私、この高齢あんしん課といいますか、包括支援センターといいますか、その中で取り組みをする必要があるのではないかと思います。以上についてお答えを願いたいと思います。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

小野寺議員のご質問にお答え致します。

えー地域包括支援センター運営協議会と介護保険事業計画策定委員会についてのご質問でございました。

1つ目の策定委員のメンバーについてでございますが、えー第9期介護保険事業計画策定の時期から、より実践に即した事業評価が計画策定に反映されるよう、地域包括支援センター運営協議会と介護保険事業計画策定委員のメンバーは、同じメンバーで構成されております。えー計画策定に行われる年は、2つの会議体は高齢あんしん課所管のため、同日開催とし、前半に地域包括支援センター運営協議会、後半に介護保険事業計画策定委員会を行っている経過がございます。

えー2つ目の地域包括支援センター運営協議会の規則についてでございますが、えー計画策定委員会開催の際には、初めに2つの会議体を委員の皆様には担って頂くことをお伝えし、策定のみに関わるのではなく、継続的に事業評価を行って頂きながら、次期介護保険事業計画策定に繋、繋げているところでございます。

議員ご指摘の通り、地域包括支援センター運営協議会がP D C Aサイクルを行っていることを明文化することが可能だと考えますので、あり方について見直し、前向きに検討して参りたいと考えております。

また、委員補充につきましては、2つの会議体の規則、要綱を確認した上で、在宅介護者の方など補充することも考えて参りたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひ致します。

えー2点目のオレンジカフェについてのご質問ですが、1つ目の認知症の早期発見への取り組みについてのご質問でございます。

現在、認知症機能チェックツール、のうKNOWは、えー新地オレンジカフェにて7名の方に体験して頂いております。今年度、50人の方に体験して頂けるよう契約をしておりますが、今後は9月、9月の26日に開催致します、認知症映画上映会において体験ブースを設けて実施していく予定となっております。高齢の方1人の体験で15分ほどの時間を頂くこととなるため、全ての方への提供は難しいですが、残りの体験数は、オレンジカフェに限らず、高齢の方が集まる様々な機会で活用し、認知症の前段階に気づいて、気がついて頂けるよう取り組んで参りたいと考えております。

2つ目の、2点目の2つ目、潜在的に参加して頂きたい方への手立てとしての質問でございますが、えー二会場で開催しておりますオレンジカフェでございますが、日々の相談対応中、お越し頂きたい方も中にはいらっしゃいます。

しかしながら、集団の中に入ることが苦手な方もおられるのも現状でございます。個々の思いに配慮しながら、認知症サポート医と連携して関わって参りたいと考えております。

また、認知症という括りで線引きせず、関心のある方、予防したい方など、様々な方が関わる場であることが集まりやすいものとなると考えております。

えー会場への送迎につきましては、議員おっしゃる通り、参加するための移動手段や参加のし易さの面では考えていくべきものと認識しております。えー今後、実態も含め検討して参りたいと思いますので、ご理解のほどお願ひ致します。

3点目の難聴に関する質問でございます。

1つ目の周知案内についてでございますが、当町で6月から実施しております、耳の聞

こえ相談会でございますが、1人1人個別に行う事業となっております。内容は資料を使用し、聞こえのメカニズムや難聴の種類を紹介し、その後、簡易の聴力チェックを行います。

最後に、聴力トレーニング方法について説明し、1名に対して30分程度の時間を設けて実施しております。相談会は予約制で、お申し込み頂いた方は、の対応は全て行っております。

しかしながら、相談会自体の認知度が低く、議員ご指摘の通り、きめ細かな周知、案内が必要と感じているところでございます。まずは、相談会の実施があることを知って頂くために、しっかり周知して参りたいと考えております。

2つ目の聞こえのチェックができる機器やアプリの活用と専門への受診を勧めるなどの取り組みにつきましては、まず聞こえのチェックの手法でございますが、議員おっしゃる通り、様々な機器やアプリもございます。

しかしながら、その精度や効果については検証出来ておらず、現在、推奨しておりますのは、聴力自己チェックシートの活用と言葉の5音標を用いた聞こえのトレーニングとなる聞き活を行っております。

地域の老人クラブなどの集まりで、個別の相談ができるなどを知って頂く活動と個別相談から、必要性が高い方は早めに専門医の受診に繋がるよう取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

えーと、わかりました。いずれにしても、え一次期の介護保険事業計画にしっかりと地域の皆さんと論議して計画に入れ込むという部分と、場合によっては、今からでも事業展開をより積極的に広めると、ま、2つの方向があると思います。今のご答弁頂きまして、是非その方向で頑張って頂きたいと思います。1問目は以上と致します。

で、次、2問目に、移ります。えー2つ目は、今日も一般質問で種々ありましたが、私も併せてヒグマ対策についてお聞きしたいと思います。

この点について2つあります。

1つは、えークルミなど、実のなる木の対策を求めるものであります。私も地域の、ま、自治会、町内会をやっているということも含めて、また、南ヶ丘にも、えー他の地域よりも早くスイカなどの、ま、食害があったということも含めまして、町とも色々話し合いもさせて頂きました。

いずれにしても、私、町職員の皆さん見て、特に8月10日のヒグマ注意報発令され

て、発令されてからの本当に皆さんのご奮闘については、敬意を表したいと思っております。ま、その上で質問させて頂きますが。

私、とにもかくにもヒグマの出没防止対策、これは、やはり、もう第1に、誘因物の除去、管理、それが重要なんだなと、改めて、えーこの間の、え一町職員、町との対応、また、地域での対応についても思っているところであります。

それで、これからは秋になります。これも先ほど来出ておりますけれども、クルミ、ドングリ、クリなどそういう実を狙ってやって来ます。この間、えー、ま、去年はそうでもなかつたんですが、一昨年なども含めて、民家の近くの裏山といいますか、こういうところに出没している市街地、ま、あります。

で、また、今年の秋もクルミだとかドングリだとか、そういう部分があるとすると、更にまた、今年も来るのかなと。そういうことで対策が私は必要ではないのかなと思っております。

先だって、町内会長との対策会議、町長の説明も含めて、色々お話もありました。あのときにも豊川町の会長でしたか、の方からも出されておりましたっけ。

そして専決処分でも、色々除伐等の委託費等も出ております。改めて、この実のなる木の対策、どのようにされて行くのかお聞きしたいと思います。

この点で最後ですが、2つ目、え一職員をハラスメントから守る対策、このことについてちょっとお聞きしたいと思います。

え一端的にお聞きしますが、長い苦情電話だとか、この実態、この間もちょっとやり取りありましたが、改めて私、この電話窓口、ここでの職員に必要な嫌がらせ、暴言、長時間の拘束、ま、そういうのは、今、カスタマーハラスメント、ま、ある意味、お客様ですね。カスタマーそのハラスメント。え一略してカスハラと言われておりますが、この対策、これはもちろん、クマ問題だけには限りませんけれども、私、これ本当に必要だと思うんですが、対策、今回あるとすれば、どのような対処だったのか、この点について、え一最後にお聞きしたいと思います。以上であります。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員からの2問目、ヒグマ対策について2点についてのご質問にお答え致します。

まず、ヒグマ対策として、クルミなど実のなる木の対策についてのご質問にお答え致します。

小野寺議員からは昨年の第2回定例会でも同様のご質問を頂いているところでござります。小野寺議員ご指摘の通り、これから秋にかけて、ヒグマが冬眠前の栄養補給のためにクルミやドングリなどを食べ、食べに度々人里近くまで出没してくるケースが増えてきております。昨年もこの時期に、緑が丘地区と円山地区に植生しているクルミを食べにヒグ

マが出没したことから、民地所有者の承諾を得ながら作業は冬期間に入つてからになりましたが、当該地区の誘引樹木であるクルミやミズナラの木を伐採、枝切りなどの防除対策を実施したところでございます。

先般開催した町内会連合会において、連合会との意見交換において、ヒグマ被害対策に関する協議をさせて頂いた際にも、豊川町内会からクルミの木の伐採についてのご要望を頂いたところでございます。

議員ご指摘の通り、町内の多くの区域で、クルミやミズナラの木が植生し、特に豊川町や東山、円山、緑丘から南ヶ丘にかけての一帯にクルミの木が繁茂している状況にあることは町としても把握しております。

現在、当該地区以外も含め、ヒグマを誘引する樹木の植生状況や土地所有者の調査を進めているところであり、今後、土地所有者とも対応について相談の上、伐採等の協力をお願いしながら、地形的に伐採・枝切りが可能な場所に限定されることにはなりますが、可能な限り適切な対応を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

小野田議員のヒグマ対策についての2点目、職員をハラスメントから守る対策についてのご質問でございます。

カスタマー、カスタマーハラスメントにつきましては、職員の精神的、身体的な苦痛はもとより、公務能率の低下や勤務環境の悪化を招き、ひいては町民サービスの停滞に繋がるなど重大な問題であると認識しているところでございます。

町では昨年の10月から、カスタマーハラスメントの詳細な実態把握を行うため、各課において記録を取るとともに、毎月、総務課へその記録を報告することとしております。

今回のヒグマ対策に当たってのカスタマーハラスメントにつきましては、現段階において集約は出来ておりませんが、長時間にわたる電話や長時間の拘束、あるいは暴言など複数課において、複数の課において散見されましたことは確認しているところでございます。

また、8月29日のヒグマ捕獲駆除後に寄せられた電話による問い合わせや苦情につきましては、総数で25件でございまして、そのうち一般の方で町外からの苦情が2件、残りにつきましては、テレビ局や新聞社などの報道機関からのものとなっております。

ハラスメント対策につきましては、現在、国において労働施設総合推進法の一部改正により、対策の強化が図されることとなり、事業主が講ずべき具体的な措置内容につきましても、今後、国から指針が示される予定となつているところでございます。

今後におきましても、記録による実態把握の継続と町広報紙などによる注意啓発を行うとともに、国から示される指針をもとに町として具体的な対応策の検討をして参りたいと考えております。

また、カスタマーハラスメントに関する職員研修を今年度実施する予定としておりますので重ねてご理解願います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

今の点、2つですが、それぞれ再質問させて貰いたいと思います。

あの一本本当に実のなる木、もう町長おっしゃる通り、いっぱいですね。本当にいっぱいです。ですから、その誘因する樹木だからといって、全てを除去するということには到底ならないと私も思います。

ただ、先ほども町長答弁ありました、この数年、クマが出没している。その、もしかしたら、もう侵入路になってるかもしれないっていう、そういうところも含めて、是非、先ほど町長おっしゃった対策、えー積極的にお願いしたいなと思います。

それで私ちょっと、クマの誘因の問題、えー実のなる木、もちろんそれはそれでクマを、ま、誘因するんでしょうけども、ちょっと担当者になるかと思うんですが、この間、誘因物で言うとスイカ、メロン、これはもう本当に町も積極的に、えー具体的な対処、それから放送も含めてやられております。

まあもうないんでしょうかね。まだ、まだあるんでしょうかね。その町の中での出没、まだ町民の中では心配な声があります。先ほど、その山に近い住宅だけではなく、街の中でもやはり、まだ心配の声があります。

えー今後の問題点も含めて、現状、その誘因物対策といいますか、どのように捉えていらっしゃるのか、ちょっと答えて頂ければなというのが1点。

2点目がハラスメントですが、それで、今の答弁で、ご答弁で長時間の拘束、暴言があったというふうに町長の答弁でおっしゃいました。ちょっと私、聞き漏らしたかもしれません、私の質問では、その、もしあるとすれば、その対処どうだったのかって聞いたはずなんんですけど、ま、あの一再質問でちょっとお聞きしたいと思います。どのような対象だったのか。お聞きしたい。

併せてちょっとお聞きしますが、答弁の中で、えー昨年10月からカスハラの実態調査を行って云々って確か答弁であったかと思いますが、まあ概略ちょっと報告願えればお願いしたいなと思います。以上です。

「産業振興課長」

産業振興課長。

(議長)

産業振興課長。

### 「産業振興課長」

え一小野寺議員から、えーヒグマを誘因する樹木への対応と、えーあと、町の中に出没する、いわゆる誘因物対策の問題点をどう捉えていくかという再質問だと思いますが、お答えさせて頂きたいと思います。

先ほど、あの町長からも、あのーご答弁させて頂きました通り、え一町内の多くの区域でクルミや、えーミズナラの木が、え一植生していることを我々も認識しているところでございます。

基本的には、え一土地所有者において、植生する樹木の適正な管理をして頂くことになりますが、え一山際に隣接する住宅街で、えーヒグマが人の生活圏に、え一侵入する恐れが高く、え一防除対策として対応が急がれる場所につきましては、土地所有者等とも、え一協議しながら、え一土地所有者、え一若しくは場合によっては、町の方で対応を進めて行く事になります。

え一ただですね、一方で、え一今回ですね、北海道の、あのー専門人材派遣制度を活用して、え一派遣、専門家の派遣をして頂いたんですが、その方に、まあ豊川町ですか、あと円山、緑丘の実際の現場もですね、え一確認して頂きながら、アドバイスを貰ったところですね、ま、視点を変え、ま、必要に応じて樹木の伐採だと枝切りも必要になるんですが、視点を変えて考えるとですね、そう言ったクルミ等が生えて食べてるうちは基本的には人の生活圏に侵入して来る可能性は低いと言う事も考えられるという。

あのー専門家の方が曰く、ヒグマが、え一市街地に侵入している一番の要因は、人が出している生ゴミですか、コンポスト、或いは家庭菜園といった、通常、山に植生しているクルミやドングリなどより魅力的な匂いを放つものの存在が、えーヒグマが山際を超えて市街地に侵入する一番の要因となっているということでございました。

え一そのことを我々人間側もしっかりと認識し、対応することが最も重要で、効果の高い、え一対策であるということでございますんで、まずはですね、改めて町民の方々に向けて生ゴミやコンポストの、え一などの家庭菜園などの適正な管理徹底に関する注意喚起を、え一促すとともに、え一緩衝地帯確保のための草刈りや支障樹木の伐採、枝切りなど、え一ヒグマ対策の未然防止に向け、行政と地域住民が一体となる、え一取り組むことが重要であると考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。

### 「総務課長」

総務課長。

### (議長)

総務課長。

### 「総務課長」

はい。私の方からハラスマントについてのご質問2点についてご答弁申し上げます。

え一まず1点目の対処でございますけれども、大変失礼致しました。答弁漏れがござい

ました。え一対処についてはですね、基本的に電話については、あ一担当課に回す訳にはいかなかつたもんですから、総務課の方で対応をさせて頂いたところでございます。

それから来庁された、あ一方で、まあ、そういうような苦情、暴言があつたものについてはですね、基本的に所管課で対応していたところでございますけれども、あまりにも、まあ酷いものについては、我々総務課も、ですね、一緒に介入しながら、対応をして来たところでございます。

それから2点目の、お一庁内での実態でございますけれども、ま、先ほどの答弁、町長答弁にもございました通り、昨年の10月から実態の把握のために各課において記録をとることとしてございまして、えーその結果についてはですね、えー毎月、総務の方へ報告することにしてございます。

昨年度の集約の結果、まあ10月から3月までの集約の結果でございますが、内容と致しまして、5つの課におきまして、総件数が33件のカスタマーハラスメント行為があつたとの報告がございます。

えーその内容につきましては、同じように長時間の拘束、或いは何度も同じことを繰り返す、大声で威圧するなどの行為が上位を占めたところでございます。

こうしたハラスメントの実態につきましては、8月号のですね、町広報で周知したところでございまして、えー今後におきましても、あの各課の実態把握を継続するとともに、えー町民の皆様への周知につきましても、今後、継続して参りたいと考えてございますので、ご理解願えればと思います。以上です。

(議長)

以上で小野寺議員の一般質問を終わります。